

## 公表制度開始の背景

近年発生した長崎県のグループホーム火災、広島県のホテル火災、神奈川県の簡易宿泊所火災は、多くの死傷者が発生する大惨事となりました。

このことを重く受け止めた総務省消防庁は、消防用設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)の設置基準の見直しをするとともに、全国の消防本部に対して、国民の生命、身体および財産を火災から保護するため、立入検査件数を増やすことや違反對象物に対する早期是正の徹底を図るよう求めており、市消防本部におきましても、立入検査体制を強化し、違反對象物に対し早期是正を図るよう継続した指導を行っているところです。

しかし、人命に多大な被害が発生する重大な消防法令違反のある建物に対して、行政処分である改善命令を行うには相当の期間が必要となるため、改善されるまでの間の建物の危険性に関する情報が、建物を利用する方に知らされないことは避けなければならないことから、建物を利用する方が自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるしくみとして違反對象物の公表制度が開始されることとなりました。

違反對象物の公表制度につきましては、平成 23 年に東京消防庁ではじめて実施され、政令指定都市から、順次、運用が開始され、平成 32 年には全国で運用開始されることとなっています。

市消防本部におきましては、平成 29 年 3 月に彦根市火災予防条例等必要な改正し、平成 30 年 4 月 1 日から違反對象物の公表制度を開始することとしています。



彦根市消防本部